

教職課程自己点検報告書

2024（令和6）年5月

武蔵野学院大学
教職センター

目次

1. 教員養成の目標及び計画	3
2. 本学で取得できる免許状の種類	5
3. 教員免許状取得者数及び教員採用率	6
4. 教員免許状取得の基礎資格及び最低修得単位数	7
5. 教員養成に係わる専任教員数	8
6. 教員養成に係る組織	9
7. 新型コロナウイルス感染対策	16
8. 教員養成に係る授業科目等	17
9. 介護等体験実習	20
10. 教育実習	22
11. 各段階における到達目標	24
12. 教育実習の指導	31
13. 教職カルテ	32
14. 教員免許状取得・教職希望者支援	33
15. 教員養成に係る教育の質の向上に係る課題	34
関係規程	35

1. 教員養成の目標及び計画

武蔵野学院大学（以下「本学」という。）では、教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定を受けており、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に対応した授業科目の単位を修得すること等により、卒業時に教育職員免許状（以下「教員免許状」という。）を取得することができる。

本学の学則第一条において、「教育基本法・学校教育法及び建学の精神に基づき、教育を社会との関連において捉え、他者理解を根底においた創造的な知性と豊かな人間性、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度及び高度情報化社会に対応できる諸能力をそなえ、我が国及び国際社会の発展に寄与する主体性のある人材の育成を目的とする」としており、これは教員養成・構想に合致するものと考えている。教員養成体制は卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）に従ってカリキュラムを編成している。

ディプロマ・ポリシー

（知識・理解）

国際コミュニケーションに関する深い教養や英語を中心とした語学力を身につけ、かつ自国の文化や異文化への理解を深めた者。

（汎用的技能）

国際コミュニケーションに関する講義・演習・実習を通して獲得した知見に基づき、他者や他文化との同質性や差異を認識し、国際人としてさまざまな問題に対応できる能力を身につけた者。

（態度・志向性）

建学の精神「他者理解」に基づき、他者と協調・協働し、社会に貢献しようとする意識をもった者。

（総合的な学習経験と創造的思考力）

4年間にわたる講義・演習での学びや実習での実践、国際コミュニケーションに関するゼミ科目等での発表・報告等の活動を通じて、批判的・論理的思考力、問題解決能力、コミュニケーション能力などを総合的に身につけた者。

カリキュラム・ポリシー

- 1 国際人として活躍できる教養を身につけるために、文化・社会・科学・スポーツ・総合科目からなる教養科目を実施する。
- 2 英語を中心とした語学について、「読む」「書く」「話す」「発表」「聞く」などの運

用能力を総合的に修得するため、言語理解科目を実施する。

- 3 世代や文化の違いを乗り越えた高度なコミュニケーション能力、他者との協調性を修得するため、人間理解科目を実施する。
- 4 日本や他国の文化・社会・歴史に関する総合的知見を身につけるため、日本理解科目及び国際理解科目を実施する。
- 5 国際コミュニケーションに関する教養や語学力に基づき、国際的な事象に対する新たな知見や価値を生み出し、それを発信できるように、国際コミュニケーション関連ゼミを実施する。

2. 本学で取得できる免許状の種類

学部学科	取得できる免許状の種類
国際コミュニケーション学部	中学校教諭1種免許状（英語）
国際コミュニケーション学科	高等学校教諭1種免許状（英語）

3. 教員免許状取得者数及び教員採用率

卒業者の教員免許状取得者数(単位：人)

学科	免許状	令和4年 9月	令和5年 3月	令和5年 9月	令和6年 3月
国際コ ミュニ ケーシ ョン学 科	中学校 教諭 1種免 許状 (英語)	0	4	0	5
国際コ ミュニ ケーシ ョン学 科	高等学 校教諭 1種免 許状 (英語)	0	4	0	6

教員採用率

	令和4年 9月	令和5年 3月	令和5年 9月	令和6年 3月
取得者数	0	4	0	6
採用者数	0	1	0	0
採用率	0	25.0	0	0

4. 教員免許状取得の基礎資格及び最低修得単位数

教育職員免許法第5条、同法施行規則第1条、第2条及び第66条の6に規定されている教育職員免許状取得の基礎資格及び大学における最低修得単位数等は、次表に示すとおりである。1種免許状を取得するには、(1) 学士の学位を有すること、(2) 次表の単位数を修得することの2点が必要である。

教員免許状取得の基礎資格及び最低修得単位数

所要資格	基礎資格	大学における最低修得単位数等					
中学校教諭 1種免許状	学士の学位を有すること	文部科学省令で定める科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目
		8単位	28単位	10単位	10単位	7単位	4単位
所要資格	基礎資格	大学における最低修得単位数等					
高等学校教諭 1種免許状(英語)	学士の学位を有すること	文部科学省令で定める科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目
		8単位	24単位	10単位	8単位	5単位	12単位

5. 教員養成に係わる専任教員数

	専任教員数
教科に関する専門的事項	4
教科の指導法	2
教育の基礎的理解に関する科目等	3

6. 教員養成に係る組織

教員養成に係る組織として、学内に教職センターを設置し、以下の業務を行っている。

- (1) 中学・高等学校教諭免許状の実習に関する事務
- (2) 学内オリエンテーションに関すること
- (3) 実習校の訪問及び連絡に関する事務
- (4) 実習評価資料収集に関する事務
- (5) その他、実習事務に関すること

教職センターの構成は以下の通りである。

教職センター長、副センター長、事務職員

また各委員会の構成は以下の通りである。

- (1) 武蔵野学院大学教育実習連絡委員会
学長、学部長、教務部長、教職専任教員、実習校の学校長または実習担当教員
教職センター長、副センター長、事務職員
- (2) 教職センター連絡会
教職センター長、副センター長、事務職員

教職センター連絡会の開催日程・議題

令和5年度の教職センター連絡会の開催日程及び議題は次のとおりである。

第1回

日 時 : 4月3日(水) 14時45分～15時25分
場 所 : 武蔵野学院大学 1号館1階教職センター
議 題 : 役割分担について
年間計画について
自己点検・自己評価報告書について
その他

第2回

日 時 : 5月11日(水) 16時00分～16時37分
場 所 : 武蔵野学院大学 1号館1階教職センター
議 題 : センター長からの引継ぎ事項について
教育実習実施状況について
各担当業務の進捗状況について
その他

第3回

日 時 : 5月31日(水) 14時30分～15時25分
場 所 : 武蔵野学院大学 1号館1階教職センター
議 題 : 各担当業務の進捗状況について

日本語教員の国家資格化に係る養成課程について
その他

第4回

日時：6月28日（水）12時09分～12時18分
場所：武蔵野学院大学 1号館1階教職センター
議題：前期科目追加履修に伴う特例対応について
教育実習前辞退者の実習に関わる科目の履修及び成績等について
後期オリエンテーションについて（全学生周知対応／資格履修者対応）
介護等の体験説明会後の共有事項等
学習サポーターの募集に関して
夏休み前ガイダンスについて
各担当業務の進捗状況について
その他

第5回

日時：7月5日（水）14時35分～15時05分
場所：武蔵野学院大学 1号館1階教職センター
議題：資格登録者前期とりまとめについて
夏休み前学生ガイダンスについて
日本語教員の国家資格化への対応について
学習サポーターについて
夏期英語学習会について
各自担当業務の進捗状況について
その他

第6回

日時：8月2日（水）15時22分～16時00分
場所：武蔵野学院大学 1号館1階教職センター
議題：資格履修の放棄届の鉄次に関する注意事項について
資格履修登録の手続きについて
その他

第7回

日時：9月14日（木）15時00分～15時47分
場所：武蔵野学院大学 1号館1階教職センター
議題：アンケート調査について
埼玉県教委への免許申請について

基礎学力試験について
英語力確認テストについて
社会福祉主事任用資格の追加受付について
各担当業務の進捗状況について
その他

第8回

日時：9月28日（木）16時25分～16時35分
場所：武蔵野学院大学 1号館1階教職センター
議題：劉子淳（M1）の日本語教員養成課程修了証発行について

第9回

日時：10月4日（土）14時30分～15時05分
場所：武蔵野学院大学 1号館1階教職センター
議題：教職課程における学生便覧表記および規程の改正について
埼玉県教委への免許申請説明会実施について
介護等の体験実習予定について
日本語教員養成課程修了証の発行について
教職課程の手引について
教育実習について
基礎学力試験について
今年度補正予算及び来年度新規予算について
英検級設定について
各担当業務の進捗状況について
その他

第10回

日時：11月1日（水）14時35分～15時15分
場所：武蔵野学院大学 1号館1階教職センター
議題：後期追加資格登録（社会福祉主事任用資格）について
埼玉県教委への免許申請について
介護等の体験実習について
英語力確認テストについて
アンケート集計について
今年度補正予算及び来年度新規予算について
基礎学力試験について

教育実習について
TOEICの実施について
教職課程認定に係る文科省説明会について
各担当業務の進捗状況について
その他

第11回

日時：12月6日（水）14時30分～15時15分
場所：武蔵野学院大学 1号館1階教職センター
議題：埼玉県教委への免許申請について
介護等の体験実習について
基礎学力試験の追試・再試について
コアカリキュラム対応チェック依頼について
日本語教員養成課程の経過措置に係る確認申請について
教職カルテについて
研究授業の実施について
英語力確認テストについて
星槎大学連携生の状況について
学習サポーターについて
来年度予算について
TOEICの実施について
教職課程認定に係る文科省説明会について
その他

第12回

日時：令和6年1月10日（水）14時30分～15時11分
場所：武蔵野学院大学 1号館1階教職センター
議題：教育職員基礎学力試験（追試等）について
2年生対象英語力確認テストについて
1年生対象学生指導について
日本語教員養成課程の経過措置に係る確認申請について
研究授業の実施について
コアカリキュラム対応チェック依頼について
文科省への提出書類3件について
教職カルテについて
星槎大学連携生の進捗状況について

学習サポーターについて
教員免許状の受け取りについて
各担当業務の進捗状況について
その他

第13回

日 時 : 3月14日(木) 13時00分~15時17分
場 所 : 武蔵野学院大学 1号館1階教職センター
議 題 : 3月の予定について
4月の予定について
規程の改正について
登録日本語教員養成課程及び実践研修機関の登録申請について
教職課程の変更届について
学習サポーターについて
その他

教職指導に関する活動

本学の教職指導に関する活動は次の通りである。

教職指導に関する活動一覧

項目	活動内容
教育実習関係	①学生指導 履修指導、実習費等納入、関係書類作成指導、お礼状作成指導など。 ②実習校訪問 訪問可能な実習校への挨拶、研究授業見学、指導。 ③学生相談対応 実習前の学生相談への対応。
危機管理	学生からの相談・面接及びトラブル対応、辞退希望者への対応。
教員就職支援	①教員採用試験対策講座の実施 勉強会、面接指導などを実施。 ②個別指導 採用試験一次・二次通過者に対し個別指導を実施。
履修申請支援	教職課程履修学生を対象に4月および9月、履修申請についてオリエンテーションを実施。
学生相談・面談	教職課程履修に関しての不安、相談等、学生の要望に応じて対面やZoom形式によって面談を実施。

教職課程の学年別年間スケジュール（概略）

月	1年	2年	3年	4年
4月	資格登録申込 教職カルテ2作成	資格登録申込 履修状況確認 教職カルテ1配付	実習費納入 教育実習内諾依頼 教職カルテ1配付	実習費納入 教育実習準備ガイダンス 教育実習正規依頼
5月	教職課程受講者に関する説明会	教職課程受講者に関する説明会	介護等体験実習に関する説明会	教育実習（春）
6月				実習後指導
7月	夏休み前ガイダンス	夏休み前ガイダンス	夏休み前ガイダンス	
8月			介護等体験実習事前指導 介護等体験	
9月				教員免許状申請オリエンテーション
10月	教職カルテ1配付	教職カルテ1配付	教職カルテ1配付	教職カルテ1配付 教育実習（秋）
11月			教育職員基礎学力試験	
12月			年末面談	
1月	期末面談	英語力確認テスト 期末面談		
2月				研究授業発表
3月			教育実習前面談	

7. 新型コロナウイルス感染対策

今年度は引き続き新型コロナウイルス感染症への対策が必要とされる中で、実習実施に際しても個別の対応が必要となった。

① 介護等体験実習

特別支援学校、社会福祉施設ともに基本的には現場実習の実施となったが、感染症対策として、二週間前からの検温ならびに不要不急の外出等の自粛努力、実習中におけるマスク着用、手洗い・うがいの励行を徹底した。

② 教育実習

実習生全員が特段の変更なく現場実習に参加することができた。その上で、事前指導として二週間前からの検温ならびに不要不急の外出等の自粛努力、実習中におけるマスク着用、手洗い・うがいの励行を徹底した。

8. 教員養成に係る授業科目等

各科目に含める必要事項	授業科目	職名	担当教員
教科及び教科の指導法に関する科目			
教科に関する専門的事項			
英語学	英語学概論	兼任講師	梅田紘子
英語文学	英語文学	教授	佐々木隆
英語コミュニケーション	English Reading & Writing 1	准教授	高田久実
		助教	森田真登
		兼任講師	青木雅幸
	English Reading & Writing 2	教授	藤田公司
		准教授	穂元美咲
		助教	原田早春
		兼任講師	青木雅幸
	English Listening & Speaking 1	教授	J. トランブリー
		兼任講師	N. ヒギンズ
		兼任講師	B. カーズ
		兼任講師	R. ガードナー
	English Listening & Speaking 2	教授	J. トランブリー
		兼任講師	神谷奈緒
		兼任講師	N. ヒギンズ
	Advanced English Reading & Writing 1	准教授	穂元美咲
		助教	原田早春
Advanced English Reading & Writing 2	准教授	和田賢治	
	助教	原田早春	
	助教	森田真登	
基礎英語 1	准教授	高田久実	
	助教	森田真登	
	兼任講師	高野一雄	
	兼任講師	荒木洋育	

	英語討論	准教授	林大輔
異文化理解	異文化コミュニケーション	兼任講師	梅田紘子
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			
-	英語科教育法Ⅰ	助教	森田真登
-	英語科教育法Ⅱ	教授	佐々木隆
-	英語科教育法Ⅲ	兼任講師	青木雅幸
-	英語科教育法Ⅳ	教授	J. トランブリ ー
教育の基礎的理解に関する科目			
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	助教	原田早春
		兼任講師	野村和
教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論	兼任講師	福田直
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育行政学	兼任講師	福田直
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	兼任講師	國枝俊弘
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	助教	原田早春
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程総論	兼任講師	野村和
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			
道徳の理論及び指導法	道徳教育の指導法	兼任講師	八木浩雄
総合的な学習（探求）の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	教授	佐々木隆
特別活動の指導法	特別活動論	兼任講師	福田直

教育の方法及び技術	教育方法（ICT活用を含む）	兼任講師	野村和
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	兼任講師	齋藤英男
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	兼任講師	成瀬雄一
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導	教授	高橋暢雄
教育実践に関する科目			
教育実習	教育実習Ⅰ	兼任講師	高野一雄
	教育実習Ⅱ	兼任講師	高野一雄
	教育実習Ⅲ	兼任講師	高野一雄
教職実践演習	教職実践演習（中・高）	兼任講師	高野一雄
大学が独自に設定する科目			
-	教育社会学	兼任講師	小口恵巳子
-	国際コミュニケーション	兼任講師	本多周爾
-	ボランティア	兼任講師	森祐介
-	道徳教育の指導法	兼任講師	八木浩雄
-	日本文化論 1	教授	高橋恵美子
-	日本社会論 1	教授	久保田哲
-	国際文化交流	教授	佐々木隆

9. 介護等体験実習

介護等体験とは、小学校・中学校の教員免許状取得に必要な特別支援学校及び社会福祉施設等における体験活動のことである。

平成9年6月に、「小学校及び中学校の教諭の免許状に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号）が公布され、平成10年4月1日から施行されたことにより、義務教育（小学校及び中学校）に関わる教員の免許状を取得する者には、介護等体験を行うことが義務づけられた。

介護等体験は、義務教育に従事する者が、障がい者や高齢者等との交流を通して、人の尊厳や全ての人が社会の一員であるという自覚のもと、連帯し生きることの認識を深め、各人の価値観の相違を認める心を持つことを期することを目的としている。

介護等体験のおおまかなスケジュールは以下の通りである。

	月	教職課程学生対象
2年生	2	社会福祉協議会及び埼玉県教育委員会 (参加意思確認及び介護等体験申込手続き)
3年生	4	学生定期健康診断受診 風しん・麻しん抗体検査の確認 オリエンテーション（介護等体験説明会）
	8～11	介護等体験事前指導 社会福祉施設【5日間】介護等体験参加 特別支援学校【2日間】介護等体験参加 体験終了後：体験のふりかえりを作成
	12月以降	特別支援学校【2日間】※予備 介護等体験参加

中学校教諭1種免許状を取得する者は、介護等体験を行う義務がある。介護等体験は、社会福祉施設等で5日間、特別支援学校で2日間、合計7日間を行う必要がある。通常の場合、本体験は3年次に実施する。

(1) 社会福祉施設での介護等体験（5日間）

実習生個人の希望日等について埼玉県社会福祉協議会に前年度のうちに申し込み、翌年5月に介護等体験オリエンテーションを行う。

- ①体験実施日（毎年8～11月の期間）
- ②体験施設（埼玉県内社会福祉施設）
- ③体験先施設のオリエンテーション（各社会福祉施設指定日）

④本体験にかかわる大学でのオリエンテーション、事前指導など

(2) 特別支援教育にかかわる学校での介護等体験（2日間）

実習希望人数等を埼玉県教育委員会に前年度（2年次の2月）に申し込みを行う。3月下旬以降に埼玉県教育委員会から通知が届き、指定の日程で介護等体験を行う。事前にオリエンテーションを行う。

①体験実施日（指定）

②体験実施校（指定）

③本体験にかかわる大学でのオリエンテーション、事前指導など

令和5年度の介護等体験実習参加者は以下の通りである。

- ・7日間の介護等体験を実施した学生数

3年生3名

- ・代替措置により介護等体験の実施が免除された学生数

0名

10. 教育実習

本学の教育実践に関する科目は、「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」「教職実践演習（中・高）」の4科目より構成される。大学で行う「教育実習Ⅰ」は、教育実習の事前指導を主な内容とする。

「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」は『実習校における実習』を内容とし、原則として「教育実習Ⅱ」は2週間、「教育実習Ⅲ」は1週間（中学校教諭一種免必修）の実習を行う。令和5年度の状況を以下に示す。

教育実習実施状況

区分	実施状況
実施者数	6人
実習校数	6校

学校種別教育実習学生数

学校種	学校数(校)	学生数(人)
中学校	5	5
高等学校	1	1
計	6	6

都道府県別教育実習学生数

都道府県	学校数(校)	学生数(人)
埼玉県	3	3
東京都	1	1
秋田県	1	1
兵庫県	1	1
計	6	6

「教育実習」の履修には次の①～④の条件を満たさなければならない。

- ①「教科及び教科の指導法に関する科目」における既に修得した科目において、評価「B」以上の数が原則全体の2分の1以上であること。また以下の科目の単位が修得済みであること。

英語科教育法 I 2単位

- ②「教育の基礎的理解に関する科目等」における以下の科目の単位が修得済みであること。

教職概論 2単位 教育課程総論 2単位

教育心理学 2単位 教育原理 2単位

- ③ 3年次に学内における「教育職員基礎学力試験」を受験し、それに合格していること。

- ④ 原則としてCEFR B2 程度の資格の取得を目標とすること。

- ⑤ 教育実習校から「教育実習受入が可能である」旨の内諾を得ていること。

- ⑥ 教育実習の諸手続（実習費等）が完了していること。

11. 各段階における到達目標

※本学の推奨する履修モデルに準じる

【1年次】

「教育原理」

- 教育の歴史や思想、制度について理解する。
- 教育の意義や目的を理解して、教育課題を捉えられる。
- 教育の意義や目的について歴史的・思想的背景を踏まえて理解し、教育のあり方について自分なりの意見を述べることができる。

「教職概論」

- 教職の意義及び教員の役割とその責任について説明できる。
- 教員としての自己の資質を模索し、自己理解することができる。
- 専門職としての教員の職務、チームの一員としての教員の役割等について理解し、説明できる。

「教育心理学」

- 生徒の心身の発達及び学習の過程について理解し、説明できる。
- 心理的特性を踏まえた指導の基礎となる考え方を説明できる。

「English Reading & Writing 1」

- 中学、高校で学んだ英語を整理する。
- 「読み・書き」という技能の発展に必要な英文に関する読解力、英文法、語彙を習得し、語学力を向上させる。

「English Reading & Writing 2」

- 書く習慣をつけることによって、論理的に物事を考える能力を養い、自分の意見を立論できるようになる。
- 読解内容に対して批判的に考え、その内容に対する自らの意見を英語で発信することができる。

「English Listening & Speaking 1」

- Students will develop mastery over grammar and vocabulary necessary for spoken and written English communication.
- Students will develop listening and speaking competency in a variety of situations.

「English Listening & Speaking 2」

- Students will develop mastery over grammar and vocabulary necessary for spoken and written English communication.
- Students will develop listening and speaking competency in a variety of situations.

「基礎英語 1」

- 英語の語彙を増やし、日本語を介さずに英語で考え、発信する能力を養うことができる。
- 外国の文化や慣習を理解する力をつける。
- TOEICテスト対策をする際にも役立つ基礎的なスキル（語彙力・文法力・リスニング力・リーディング力）を総合的に向上させる。

【2年次】

「英語学概論」

- ・ 英語を習得するに当たって、英語の表面的な特質だけではなく、音声の仕組みや文法、史
 的変遷など、多角的に考察する能力を身につけることができる。
- ・ 今日の国際コミュニケーションで果たす英語の役割を認識できる。

「英語文学」

- ・ 英語文学とは何かを知り、その全体像を説明でき、英米文学の特徴を捉え、その文化背景
 を理解することができる。
- ・ インターネットを活用し、PCの各機能を駆使して、英語文学の課題等について自分の考え
 をまとめ、適切に表現することができる。
- ・ シェイクスピアの変容について強い関心を持ち、リサーチすることができる。
- ・ 質問や疑問への投げかけに対応しようとするすることができる。

「Advanced English Reading & Writing 1」

- ・ 英語で情報を得るために求められる、英文の読解力を身に付けることができる。
- ・ 音読など様々なアクティビティを取り入れ、リスニング力を向上させることができる。

「Advanced English Reading & Writing 2」

- ・ 文からパラグラフを構成する方法を理解できるようになる。
- ・ さまざまな社会テーマの賛否を英語で説明できるようになる。

「異文化コミュニケーション」

- ・ 今日のグローバル化した国際社会において、世界各地の人々の生活状況を把握し、留学生
 との交流を通して、体験的に異文化理解をすることができる。
- ・ 異文化に関する知識を基に、英語を駆使して他者とコミュニケーションを取ろうと努める
 ことができる。

「英語科教育法Ⅰ」

- ・ 中学校における英語学習の指導（小学校英語との連携、高校英語との関連）についてその
 学習評価の基礎を説明できる。
- ・ インターネットを活用し、PCの各機能を駆使して、授業指導・教材研究をまとめ、適切に
 表現することができる。
- ・ 中学校及び高等学校における「5つの領域」の指導における問題点を指摘することができ

る。

- ・英語教育に関する内容について強い関心があり、みずからの意見をまとめることができる。
- ・英語教育に関するプレゼンテーション、議論ができる。

「英語科教育法Ⅱ」

- ・中学校及び高等学校における英語学習の指導についてその学習評価の基礎を説明できる。
- ・インターネットを活用し、PCの各機能を駆使して、授業指導・教材研究をまとめ、適切に表現することができる。さらに、英語を使って様々なシチュエーションに対応して表現することができる。
- ・中学校及び高等学校における「5つの領域」の指導における問題点を指摘することができる。
- ・英語教育に関する内容について強い関心があり、みずから教材研究に取り組むことができる。
- ・英語教育に関するプレゼンテーション、議論ができる。

「特別支援教育」

- ・特別支援教育の基本事項としての、理念や制度、学校における支援体制の現状について正しく理解する。
- ・視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱、知的障害、情緒障害、言語障害、発達障害等により、特別の支援を必要とする生徒の特性や、支援方法についての理解を深める。

「教育課程総論」

- ・学習指導要領の意義を理解し、その変遷と時代的背景を説明できる。
- ・新学習指導要領の内容及び編成される教育課程についてその意義や方法を説明できる。
- ・カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、地域とつながった教科横断的なプログラムを提案できる。

「道徳教育の指導法」

- ・自立した人間として他者と共によりよく生きるための基礎となる道徳性を理解する。
- ・学校教育の中での「道徳」の意義を理解し、実践的な指導力を身に付ける。
- ・道徳教育としての指導計画等を理解するとともに、教材研究や学習指導案の作成をできるようにする。

【3年次】

「英語討論」

- ・ 英語で自らの考えや意見を論理的に提示し、相手に対し効果的で分かりやすく伝えることができる。
- ・ 英語討論を通じて、社会に出てから企画立案や商談・プレゼンテーション・論文作成などあらゆる場面で必要となる複数の領域を統合した言語活動を遂行する能力を身に付ける。

「英語科教育法Ⅲ」

- ・ 英語指導に関する事柄についての関心をもち、問題点について指摘できる。
- ・ 中学校における英語学習の指導（小学校英語との連携、高校英語との関連）についてその学習評価の基礎を説明できる。
- ・ 英語指導に関する事柄についての問題点について説明できる。
- ・ 英語指導に関する内容についてみずから教材研究に取り組むことができる。
- ・ インターネットなどを活用し英語指導に関する内容について教材研究に取り組みまとめることができる。

「英語科教育法Ⅳ」

- ・ Students will become familiar with the foundations of teaching methodology including terminology.
- ・ Students will learn to implement practical approaches for various teaching strategies in classroom settings.

「教育行政学」

- ・ 学校教育に関する社会的事項・制度的事項・経営的事項について、説明できる。
- ・ 校長・教頭・教職員の職務等を説明できる。
- ・ 学校と地域等の連携について具体的に考察することができる。

「総合的な学習の時間の指導法」

- ・ 探求的・横断的・総合的な学習を説明できる。
- ・ インターネットを活用し、PCの各機能を駆使して、資料・教材研究をまとめ、適切に表現することができる。
- ・ 広範な事象を多様な角度から俯瞰してとらえることができる。各教科等との関連を図り、具体的な事例を準備することができる。グループワークを通してね相手の考えを知り、主体的に参加することができる。

「特別活動論」

- ・特別活動の目的、意義、内容等を説明できる。
- ・集団活動における合意形成・意思決定の指導の在り方を説明できる。
- ・特別活動における連携の在り方、「チームとしての学校」の視点の重要性を説明できる。

「教育方法」

- ・これからの社会を担う世代に求められる資質能力とそれを育成するための教育方法を理解している。
- ・主体的な学びを創出する教育の方法について自分なりの考えを説明できる。
- ・教育実践のために情報通信機器を活用する知識と技能を身に付ける。

「生徒指導論」

- ・生徒指導の意義や原理を学び、「生徒指導」位置づけや各教科等との関連を理解し、説明できる。
- ・生徒指導上必要な集団指導・個別指導の方法や原理について学び、具体例に活用する方法を検討できる。
- ・生徒指導の諸問題に対する生徒指導部や学級担任などの役割ごとの重要性を理解できる。
- ・生徒指導における問題行動だけでなく、予防や開発的生徒指導の重要性を認識し、他の諸機関との連携など、その具体的方策を検討できる。

「教育相談」

- ・学校における教育相談の意義と理論を説明できる。
- ・教育相談を進める際に必要な基礎的知識（カウンセリングに関する基礎的事柄を含む）を説明できる。
- ・教育相談の具体的な進め方やそのポイント、組織的な取組みや連携の必要性を説明できる。

【4年次】

「進路指導」

- ・児童及び生徒自ら、将来の進路を選択・計画し、その後の生活によりよく適応し、能力を伸長するように、組織的・継続的に指導・援助する力について考え、実践することができる。
- ・長期的展望に立った人間形成を目指す教育活動を行える人材として必要な知識を習得できる。

「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」

- ・教職課程で学んだ教育の理念や理論、知識、技術等を基に、実際に教育活動を行い、実践的指導力を身につけることができる。
- ・教員としての様々な職務を理解し、組織としての教育活動を模擬体験的に理解する。
- ・理解した内容を実践できるようにする。

「教職実践演習（中・高）」

- ・様々な差別と人権問題の基本を学び、学習指導案を作成し模擬授業を実施できる。
- ・生徒理解の基本を身につけ中心に据えた学級経営案が作成できる。
- ・保護者との接し方など社会人としての振る舞いができる。
- ・いじめや体罰の問題等に対処するための知識を深め、適切に対応できる能力が身につく。

12. 教育実習の指導

教育実習指導について、事前指導、事後指導を行った。

(1) 事前指導

6名の実習生のうち、5月の連休明けの最初の月曜日から中学校で実習に取り組んだ学生は3名だったため、前年度から始めた、補講を4コマ行う形式で実習開始までに7コマの講義を行った。次の学生は5月末から高校での実習となったため、指導案作成と模擬授業の指導を行った。さらに2名の学生は、実習校での2学期にあたる8月末からと、9月末からそれぞれ実習開始となった。彼らに対しては7月に順次模擬授業を実施した。事前指導の内容は①（教育実習の意義、実習に対する心構え、実習生の義務と責任、3週間の実習の流れ、観察・参加・授業実習・研究授業、実習に関するその他の注意事項など）、および②（特に英語の実習授業に関して、学生が「教壇に立てるようにする」ために知っておくべきと考えられる内容）を扱ったものである。

(2) 事後指導

実習終了後、事前指導の内容について確認し、必要な指導を行う目的で以下のように事後指導を実施した。

- ①研究授業の訪問指導。埼玉県内、隣接の東京都の学校で実習を行った学生対象に研究授業実施日に訪問指導を実施。授業観察の後、該当校の担当教員を交えての研究協議や個人指導。
- ②現場実習が終了した学生から順に他の学生の前で、困ったことやうまくいかなかったことなどを振り返りとして報告。その後、他の学生から質疑応答を実施。本人の振り返りとともにその後に実習を行う学生の参考となることを目的とする。その後、実習全般にわたる個人指導を実施。
- ③学生から提出された実習記録及び実習校から送付された実習評価に問題点等があった場合、改めて個人指導を実施。
- ④後期に実習が行われた学生は、後期科目である教職実践演習の授業内で上記内容を実施。
- ⑤さらに実習後の振り返りとして、中学・高校でそれぞれ実習を行った学生から代表が一名ずつ、下級学年生を対象に学内研究授業を実施し、実習担当教員、教職科目担当教員らから講評を受けた。

13. 教職カルテ

本学の教職カルテは、教員による履修生の学修状況を評価する教職カルテ1と、履修生の自己評価シートとなる教職カルテ2とで構成される。教職カルテ1は毎年、学期始めに学生に配布する。教職カルテ2は履修した科目について学生が自己評価をするため、1年次の前期に作成する。教職カルテ2では、その授業で学んだこと及び今後の課題や感想を記録する。将来教員として求められる知識やスキルを修得できたのかを自己評価することで、翌年の履修計画や日頃の学習計画を見直すきっかけを作ることを意図しているものである。

教職履修カルテ1

学年	時期	学生	教職教員
1年	9月	カルテ配付、指導	コメント作成
	10月		
	3月		コメント作成
2年	4月	カルテ配付、履修指導	コメント作成
	9月		
	10月	カルテ配付、指導	コメント作成
	3月		
3年	4月	カルテ配付、履修指導	コメント作成
	9月		
	10月	カルテ配付、面談	コメント作成
	3月		
4年	4月	カルテ配付、履修指導	コメント作成
	9月		
	10月	カルテ配付、面談	コメント作成
	3月	カルテ配付	

教職履修カルテ2（自己評価シート）

学年	時期	学生	教職教員
1年	4月	カルテ作成	カルテ作成
2年	4月	カルテ記入	
3年	4月	カルテ記入	
4年	4月	カルテ記入	
	1月	カルテ記入	

14. 教員免許状取得・教職希望者支援

教員免許状取得および教職希望者支援としては、まず学年ごとに面談を実施し、免許状取得への意欲を継続させるよう図っている。令和4年度より、2年次学生に対して現状の英語力を把握するための確認テストを実施することとしたが、第一回対象者となった学生は自身の英語力の程度を自覚し、新3年次生となった今年度、夏期・春期休暇それぞれの期間において教職センターが開催した英検対策勉強会に積極的に参加するようになった。その結果、教育実習までに必要とされる英語力の向上につながり、英検合格やTOEICのスコア上昇を達成することができた。また面談によって得られた学生の意見や希望を、可能な限り実現できるよう各部署との連携をとりつつ検討している。

外部検定の合格支援対策としては、引き続き本学英語科教員に要請し夏期・春期休暇期間に対策勉強会を実施している。昨年度は英検対策と銘打ったが、今年度は4年次生に対する発音強化勉強会、3年次生に対する英検対策勉強会、1・2年次生に対する英語学習会と習熟度別に機会を設け、より目標と学習内容が絞り込めるよう改善を図った。

教職希望者に対しては、教職センターから各説明会や試験の案内についてメール等で告知している。また実際に教員採用試験を受験する学生に対しては、教職センター所属の教員による勉強会を実施している。希望学生によって得意不得意分野があるため、全体勉強会ならびに個別対策の時間を設けている。

教職志望者数を拡大させる試みの一環として、近隣高校の学習サポーター事業について周知し、教職課程履修生以外の学生も参加している。

15. 教員養成に係る教育の質の向上に係る課題

英語教員を養成する本学の教職課程において、教員養成に係る教育の質の向上に係る課題として、教員そのものの資質養成に係る点と、英語力に係る点の二点が挙げられる。これらはいずれも教育実習の場で必須となる能力であり、学生個々の資質が問われる部分でもある。

まず大前提となる教職課程履修に関して、履修生の数を増やしていく必要がある。大学入学時より教員志望である学生が決して多いと言えない中で、教員に必要な資質能力が社会人としても有用であることを周知徹底し、教職課程履修に繋げていきたい。今年度に関しては、4年間の学年進行の中で、数名の履修放棄者が出たものの、最終的に教員免許状を取得した学生は6名であった。中長期計画の中で目標に掲げた資格取得者5名を超える学生が免許状の取得に至ったことは評価できよう。その一方で、今後の履修学生者数は減少の傾向にあるため、さらなる対策が必要である。

また授業内容に関しては、翌年度のシラバス作成依頼の際に、教職課程コアカリキュラム対応表の確認を同時に依頼し、教職科目担当教員に対し授業がコアカリキュラムに対応している内容であることを各自認識してもらうよう要請している。教職センターとして、学生面談の際に、学生からの要望のヒアリングも図り、今後FDの実施に向けた準備を進めている。

英語教員を養成する点において、学生の英語力の向上も大きな課題である。現在、大学としてTOEIC受験への支援がなされており、教職センターとしても教職課程履修者に対して積極的な受験を促している。同時に受験対策勉強会を夏期休暇ならびに春期休暇時に開催しているが、当該勉強会への学生の積極的な参加も課題の一つである。

教育実習に関しては、現場で求められる資質について事前指導の段階で可能な限り学生に周知する必要があるが、現状十全になされているとは言い難い。実習が5月から6月にかけて実施される学生が多く、実習直前の授業時間内では補完しきれない点が課題であろう。また研究授業へ向けた準備としても、より多くの項目を教科の指導法に関する科目等で触れられるよう担当教員との連携を強める必要がある。具体的な要素については、実習後の学生に対しアンケート調査を実施しており、回答結果を分析しているところである。

最後に教員志望、就職に関する課題として、教職課程を履修し、教員免許状を取得予定である学生を、教員採用試験の受験に繋げていく流れを構築する点が挙げられる。今年度は6名の履修学生全員が教職以外の進路を選択したため、教員採用者は0名であった。学生に聞き取りを行ったところ、教員志望の思いは持っているものの、卒業後すぐに教育の現場に入ることは躊躇している様子がうかがえた。学生の心理として、まずは社会に出て経験を積んだあとで、将来的な職業選択の一つとして教職を考える傾向が強いようである。こうした学生への支援・指導をどう行っていくかが今後の課題である。

関係規程

武蔵野学院大学 教職課程に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、武蔵野学院大学学則（以下「学則」という）第35条の3に基づき、教職課程に関する事項について定める。

(教職課程)

第2条 武蔵野学院大学（以下「本学」という）の学生で、将来教育職員となる強い意欲を持ち、教員免許状を取得しようとする人のために「教育職員免許法」に基づいて、免許状取得に必要な単位が取得できるように教職課程を設ける。

(免許状および免許教科)

第3条 国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科の教職課程における教育職員免許状および免許教科の種類は次の通りとする。

免許状の種類	免許教科
中学校教諭1種免許状	英語
高等学校教諭1種免許状	英語

(基礎資格および単位数)

第4条 教員免許状の所要資格を得るためには、次表に定める基礎資格および授業科目の最低単位数を満たさなければならない。

免許状の種類	基礎資格	大学における最低修得単位数		
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
中学校教諭1種免許状（英語）	学士の学位を有すること	24	32	4
高等学校教諭1種免許状（英語）		24	29	12

- 2 教科及び教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等の最低単位数を超えて修得した科目の単位数を大学が独自に設定する科目の単位数に算入することができる。

(資格取得に必要な単位の修得方法)

第5条 第3条に定める教科に共通する科目として、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める授業科目の履修方法、単位数を別表1のとおりとする。

- 2 第4条に定める教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等、大学が独自に設定する科目、授業科目、履修方法、単位数は別表2のとおりとする。

(介護等の体験)

- 第6条 中学校教諭1種免許状を取得する者は、介護等の体験を受講しなければならない。
- 2 介護等の体験は、社会福祉施設等で5日間、特別支援学校で2日間とする。
 - 3 介護等の体験は、2、3年次に実施する。

(教育実習)

- 第7条 教職に関する科目の教育実習を履修するには、次の基礎資格を必要とする。
- (1) 教科及び教科の指導法に関する科目の履修状況
既に修得した科目の2分の1以上が原則として評価B以上であること。
英語科教育法 I 2単位の単位が修得済みであること。
 - (2) 教育の基礎的理解に関する科目等の履修状況
教職概論 2単位、教育原理 2単位、教育心理学 2単位、
教育課程総論 2単位の単位が修得済みであること。
 - (3) 3年次に「教育職員基礎学力試験」を受験し、それに合格していること。
 - (4) 英語の教職を専攻する学生は、原則としてCEFR B2程度の資格の取得を目的とすること。
 - (5) 教育実習校から「教育実習受入が可能である」旨の内諾を得ていること。

(教員スタンダード)

- 第8条 教員スタンダードについては別表3の通りとする。

(規程の変更)

- 第9条 この規程の変更は「教育職員免許法」等の教育職員免許に係る法律の改正、通達等があった場合等に行なう。
- 2 この規程の変更は、教授会の構成員の過半数の承認を経て学長が決定する。

附 則

- この規程は、平成16年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成22年4月1日より施行する。但し、平成22年3月に在籍している学生は従前による。
 - 3 この規程は、平成25年4月1日より施行する。但し、平成25年3月31日に在学している者は従前通りとする。なお、旧学則適用者で教職課程情報科履修者がいなくなった段階で旧規程は廃止する。
 - 4 この規程は、平成27年4月1日より施行する。
 - 5 この規程は、平成28年4月1日より施行する。平成24年度までに入学した者を除き、(基礎資格および単位数)第4条、(資格取得に必要な単位の修得方法)第5条に定める教育課程は、全学年に適用する。
 - 6 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
 - 7 この規程は、平成31年4月1日より施行する。但し、平成31年3月31日に在学している者は従前通りとする。
 - 8 この規程は、令和4年4月1日より施行する。但し、令和4年3月31日に在学している者は従前通りとする。
 - 9 この規程は、令和5年4月1日より施行する。

武蔵野学院大学 教職センター運営規程

(設 置)

第1条 本学に武蔵野学院大学教職センター（以下「教職センター」という）を設置する。

(目 的)

第2条 教職センターは、本学の教職課程の教員免許状取得・日本語教員養成課程（以下「養成課程」という）の日本語教員養成課程修了証取得指導に関して、全学的な調整のもとに円滑にかつ効果的に推進し、教職課程・養成課程に関する学術研究の発展に寄与することを目的とする。

(所管事項)

第3条 教職センターは、前条の目的を達成するため、次の事項を掌る。

- (1) 教職課程・養成課程全般の方針に関する事項
- (2) 教員資格取得・養成課程修了に必要な単位の修得方法に関する事項
- (3) 介護等の体験学習に関する事項
- (4) 教育実習に関する事項
- (5) 教育職員基礎学力試験に関する事項
- (6) 実用英語検定試験に関する事項
- (7) 日本語能力試験・日本語教育能力検定試験に関する事務
- (8) 教員免許申請に関する事項
- (9) 教職課程・養成課程の教育内容の質的向上に関する事項
- (10) 教職課程・養成課程教員の研修に関する事項
- (11) 教職課程・養成課程全般に関する研究調査に関する事項
- (12) その他前条の目的の達成に必要な事項

(構成員)

第4条 教職センターに、教職センター長（以下「センター長」という）及び担当教員、職員を置く。

(センター長)

第5条 センター長は、本学教職課程・養成課程担当教員の中から学長が任命する。その任期は、1年とする。但し再任を防げない。

- 2 センター長は、学長を補佐し、教職センターを統括する。

(企画、報告、承認)

第6条 センター長は、第3条に関する事項を担当教員等と協議の上、立案し、学長に報告、承認を得る。

- 2 重要事項（教職課程・養成課程の教育内容の変更等）については、教授会に報告しその承認を得る。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、教授会の構成員の過半数の承認を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は、平成16年4月1日より施行する。

- 2 この規程は、平成18年4月1日より施行する。

- 3 この規程は、令和3年4月1日より施行する。